

## 長寿祝金などの「商品券」は お早めにご利用ください

昨年9月に行われた「慶寿の祝い」にお配りした商品券は、1月31日(木)が利用期限で、2月以降は使用できません。

まだお手元にお持ちのかたは、お早めにご利用ください。



## 住宅用地の申告



新たに住宅用地を所有したかた、住宅用地から住宅用地以外への変更があった土地の所有者は、平成20年1月31日(木)までに必要事項を税務課に申告してください。

問合せ 税務課賦課係 ☎62-1230 内線143

吉岡修太郎氏(皆野)が、農業委員として農林水産大臣表彰を受賞されました。



吉岡 修太郎氏

# 農林水産大臣表彰受賞

吉岡氏は、昭和49年3月に皆野町農業委員会委員となられ、平成10年に皆野町農業委員会会長、平成17年に埼玉県農業会議副会長に就任。町・県の農業行政に尽力されました。これらの長期にわたる活躍により、このたびの受賞となりました。  
また、その間、ふるさと農園(天瀬地区)の開園や、遊休農地解消事業に積極的に取り組み成果を上げるなど、現在も町の農業振興のため活躍されています。

## 『確定申告・町県民税の申告はもうすぐです』

2月18日(月)～3月17日(月)

申告なんて自分とは無関係だと思いませんか？  
給与所得者でも申告が必要な場合があります。



### 1) 申告=税金を取られる？

「税務署(課)へ申告すると、余計に税金を取られる」というイメージが強いようですが、必ずしもそうではありません。

申告することで、所得税の還付を受けられたり、町県民税・国保税・介護保険料の節約になるかたも少なくありません。

### 2) こんなかたはぜひ申告を！

次に該当するかたは、申告したほうが良い典型です。

- 年金生活で国保に加入している
- 収入はないが国保に加入している
- 去年退職した
- 収入はあったがパートなので年末調整をしていない
- 会社から源泉徴収票といっしょに「給与支払報告書」と書かれた紙をもらった
- 住宅ローン控除を受けている

### 3) 申告しないと…

申告が必要なかたが申告をしないでいると、次のような不利益を受けることがあります。

- 国保税の軽減措置が受けられない
- 国民年金保険料の免除が受けられない

○さかのぼって税金を納める場合、延滞税(金)が加算されるなど

### 4) 申告までに…

申告に必要な次の書類を準備しておきましょう。

- 給与や年金の源泉徴収票
- 国民年金保険料控除証明書
- 生命(地震)保険料控除証明書
- 税務署から届いた申告書用紙

(税務署から1月28日ごろ発送します)

※申告の日程などの詳細は、2月号といっしょにお配りするチラシでお知らせします。

問合せ 税務課賦課係 ☎62-1230 内線141  
秩父税務署個人課税部門 ☎22-4433

## 税務署からのお知らせ

e-Taxで所得税の確定申告書を提出すると

# 5,000円の税額控除

(平成19年・20年分のいずれか1回)

ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>